

平成 20 年 11 月 25 日

投資主および登録投資口質権者の皆様へ

東京都港区赤坂一丁目 9 番 20 号
ジャパンエクセレント投資法人
執行役員 田村 順一

当投資法人が発行する投資口の電子化に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、一方ならぬご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当投資法人は、当投資法人執行役員の決定および平成 20 年 8 月 15 日開催の当投資法人役員会の承認に基づき、当投資法人が発行する全ての投資口（以下「本投資口」といいます。）を「社債、株式等の振替に関する法律」（平成 13 年法律第 75 号。「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）による改正後のものをいい、以下「法」といいます。）第 226 条に定める振替投資口とすることとし、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対して、機構において本投資口を取り扱うことについて、法第 13 条第 1 項の規定に基づき同意をいたしました。

つきましては、法第 228 条第 1 項が準用する法第 131 条第 1 項に基づき、下記のとおりご通知申し上げます。

敬具

記

1. 本投資口の電子化に対応するため、平成 21 年 1 月 5 日（以下「施行日」といいます。）をもって、法第 228 条第 1 項が準用する法第 131 条第 1 項第 1 号に定める「一定の日」とすることとし、施行日（平成 21 年 1 月 5 日）における投資主（登録投資口質権の目的とされている投資口の投資主様を除きます。）および登録投資口質権者の皆様について、その氏名または名称、振替投資口の口数その他法第 228 条第 1 項が準用する法第 130 条第 1 項各号に定める事項を機構に通知させていただきます。
2. 本投資口が電子化されますと、投資主および登録投資口質権者の皆様の振替投資口は、証券会社等の口座管理機関に開設されるご本人様の口座（以下「振替口座」といいます。）で管理される必要があります。法律上、投資主および登録投資口質権者の皆様から当投

資法人に対して振替口座を上記「一定の日」までに通知すべきとされておりますが、具体的には、既に本投資口を証券会社等の口座を通じて預託されているか否かにより、以下のとおり取扱いが異なりますので、ご注意下さい。

① 本投資口を既に証券会社等の口座を通じて預託されている投資主および登録投資口質権者の皆様

本投資口について既に証券保管振替制度をご利用されている投資主および登録投資口質権者の皆様につきましては、施行日（平成 21 年 1 月 5 日）に、お取引先の証券会社等を通じて機構より、振替口座が当投資法人宛に通知されることとなっておりますので、特段のお手続きは不要です。

② 証券でお持ちの投資主および登録投資口質権者の皆様

証券保管振替制度をご利用されていない投資主および登録投資口質権者の皆様につきましては、お手持ちの投資証券を証券会社等に預託していただく必要があります。なお、機構の定める業務規程および業務処理要領等上、平成 20 年 12 月 19 日（金曜日）までにかかる預託をしていただく必要がありますが、証券会社等によっては、株券等の電子化への一斉移行に伴う混雑回避等のため、預託申込みの受入れが同日より前に締め切られてしまうことも予想されますので、お取引予定の証券会社等にお早めにご確認ください。

なお、施行日（平成 21 年 1 月 5 日）までに本投資口について証券保管振替制度をご利用にならず、ご利用予定の証券会社等についてご連絡をいただかなかった投資主および登録投資口質権者の皆様（上記定めに従いお手持ちの投資証券の預託をしていただけなかった投資主および登録投資口質権者の皆様を含みます。）につきましては、下記第 3 項記載の特別口座管理機関に対して、当該投資主および登録投資口質権者の皆様のために振替投資口の振替を行うための口座（以下「特別口座」といいます。）の開設の申出を行い、当該投資主および登録投資口質権者の皆様の振替投資口については、特別口座に記載または記録されることにより権利保全をさせていただきます。なお、現時点では、特別口座への記載または記録は、機構の定める業務規程および業務処理要領等上、平成 21 年 1 月 26 日（月曜日）に行われることが見込まれていますので、上記投資主および登録投資口質権者の皆様の振替投資口については、施行日から平成 21 年 1 月 26 日（月曜日）までの間および特別口座から証券会社等に別途開設していただく振替口座への振替えが完了するまでの間は、自由に本投資口の売買等のお取引を行うことができませんので、ご留意下さい。

3. 当投資法人の発行する投資口に係る特別口座管理機関の名称および住所は、次のとおりです。

名称：みずほ信託銀行株式会社

住所：東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

※上記のとおり、いったん特別口座へ記載または記録されることとされた本投資口については、少なくとも平成 21 年 1 月 26 日までは自由に売買することができなくなりますのでご注意ください。

4. 当投資法人が発行している投資証券は、施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において無効となります。

以上

お問い合わせ先

〒135-8722 東京都江東区佐賀一丁目 1 7 番 7 号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)